

第24回 定例総会議事録

1. 日 時 令和5年3月10日（金）午後3時15分招集

2. 場 所 市役所本庁舎8階 801会議室

3. 出席委員

14名

1番 朝来野 清 2番 阿部 清 3番 大野 功二
4番 平山 孝行 5番 得丸 芳昭 6番 齊藤 耕一
7番 秋吉 和行 8番 加藤 隆生 9番 齊木 清範
10番 長尾 栄作 11番 脇 文夫 12番 筒井 昌一
13番 二宮 ナミ子 14番 中園 公雄

4. 欠席委員

0名

なし

5. 事務局

事務局職員 4名

事務局

ただいまより第24回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。

朝来野会長

（あいさつ）

事務局

それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

議長

それでは、第24回定例総会を開会いたします。

本日の出席者は14名、欠席者はありません。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。

次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。

	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員に6番齊藤委員さん、13番二宮委員さん、書記は事務局の今田さんをお願いします。</p> <p>では、議案の審議に入ります。</p> <p>まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
11番協委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立賀来小中学校から南西へ約200mに位置した農地で、社会福祉法人大分県福祉会が運営する児童養護施設 森の木に隣接しており、現地は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、新規就農の社会福祉法人で、施設に入所している児童の農業体験を目的として水稻を栽培する予定であり、農作業に従事する者は、森の木の職員及び入所している児童である。農機具は耕運機を1台、草刈機を3台、鎌を3丁所有、トラクターを1台借用する予定です。なお、契約成立後の経営面積は約11a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
	<p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
9番齊木委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報</p>

	<p>告です。申請地は、大分市立竹中中学校より南西へ約5kmの距離に点在した農地であり、1筆はキウイが栽培されており、4筆は保全管理されており、1筆は草が生えた状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地でカボス等を栽培予定です。農機具は田植機、コンバイン、自走式草刈機を各1台、トラクターを2台、運搬車を4台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約66aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ次の3ページ 1番は、関連する非農地証明願と農地法第4条許可申請の審議を先に行います。23ページ 第5号議案 非農地証明願1番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>23ページ 1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1949年頃から宅地及び宅地への進入路として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立上戸次小学校より南へ約1.05kmに位置した農地であり、宅地及び宅地への進入路として利用されていました。</p> <p>地区審議会で審議したところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、23ページ 1番について採決します。</p> <p>23ページ 1番について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願い</p>

	<p>いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、23ページ 1番は非農地決定します。</p> <p>続いて、5ページ 農地法第4条許可申請 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番長尾委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立上戸次小学校より南へ約1.05kmに位置する農地であり、現地は宅地への進入路として利用されていました。転用者の状況です。本申請は、宅地への進入路として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、5ページ 1番について採決します。</p> <p>5ページ 1番について、許可することに賛成の方へ挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、5ページ 1番は許可相当とします。</p> <p>戻りまして、3ページ 1番については、私の担当地区の案件ですので現地調査報告と地区審議会での意見を私から報告します。</p>

議長	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分県立大分工業高校から東へ約300mの距離に位置した農地であり、現地は一部にダイコン、ブロッコリー、タマネギが植えられ、その他は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、糞摺機、計量器を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約30a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ 2番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
12番筒井委員	<p>4ページ 3番と交換の案件ですので、一括して報告します。</p> <p>まず、3ページ 2番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立松岡小学校より北東へ約1.6km の距離に位置した農地であり、現地は耕起されてきました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は申請地において水稻を栽培予定です。農機具は、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は3条同時申請分を差し引いて約71a となります。</p> <p>3番です。申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は2番に隣接している農地で、現地は耕起されてきました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は3条</p>

<p>議長</p>	<p>同時申請分を差し引いて約105a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ、5ページ 1番は審議していますので、6ページ 農地法第5条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>11番協委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立賀来小中学校の北西約1.4km に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、分家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ、7ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>10番長尾委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立判田中学校の北西約1.2km に位置する農地</p>

<p>議長</p>	<p>であり、現地は保全管理されていきました。転用者の状況です。本申請は分家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ、第1号議案について採決します。</p> <p>第1号議案について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可することとし、農地法第4条及び第5条許可申請は許可相当とします。</p> <p>次に、8ページ 第2号議案 農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画の策定要請について審議します。基盤強化法での所有権移転 1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>7番秋吉委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。所有権の移転を受ける方は二ラを栽培している認定農業者で、経営規模拡大のために隣接地を取得するという案件です。現地調査報告です。申請地は、道の駅のつはるより北東へ約1.4kmの距離に位置した農地であり、現地は農業用施設が設置されていきました。所有権の移転を受ける者の経営状況・営農計画です。譲受人は認定農業者で、申請地は農業用施設用地として利用予定です。農機具はトラクターを2台、田植機、コンバイン、</p>

<p>議長</p>	<p>乾燥機、糶摺機、ユンボを各1台所有しています。所有権移転後の経営面積は約323a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ、9ページ 基盤強化法での所有権移転 1番について鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>12番筒井委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立松岡小学校より北へ約600mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。所有権移転を受ける者の経営状況・営農計画です。譲受人は認定農業者で、申請地ではオオバを栽培予定です。農機具はトラクター2台、トラック、煙霧機、動力噴霧機、管理機、包装機を各1台所有しています。所有権移転後の経営面積は約531a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ、10ページ 1番については私の担当地区の案件ですので、私から現地調査報告と地区審議会での意見を報告します。</p>
<p>議長</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報</p>

<p>議長</p>	<p>告です。申請地は、JR 滝尾駅より南へ約600mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定新規就農者で、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクター、コンバイン、トラック、田植機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約95aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p> <p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)。</p>
<p>議長</p>	<p>なければ、第2号議案について採決します。</p> <p>第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成ですので、第2号議案は承認します。</p> <p>次に、11ページ 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。</p> <p>1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>8番加藤委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターより南東へ約700mの距離に点在する農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機、トラクターを各3台、コンバインを2台、田植機、2tトラックt、軽トラックを各1台所有しています。利用権設定</p>

<p>議長</p>	<p>後の経営面積は約491a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ、12ページ 2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。</p>
<p>8番加藤委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分南警察署より北西へ約500mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクターを2台、コンバイン、田植機、乾燥機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約129a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ13ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告して下さい。</p>
<p>9番齊木委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立吉野小学校より北西へ約200mの距離に位置した農地であり、現地の2筆はネギが栽培され、1筆は耕起されています。</p>

<p>議長</p>	<p>した。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において白ネギ、サトイモを栽培予定です。農機具は草刈機を4台、管理機を3台、トラクター、ユンボを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約9aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ、14ページ 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>3番大野委員</p>	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校より南東へ約700mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では白ネギを栽培します。農機具は草刈機を4台、トラクター、耕運機、畝立機、管理機、軽トラックを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約57aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ、15ページ 2番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>

4番平山委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立神崎小中学校より南西へ約900mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稲を栽培します。農機具は草刈機を3台、乾燥機を2台、トラクター、田植機、コンバイン、糶摺機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約175a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ3番について、佐賀関地区の委員さんは、現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
14番中園委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。申請者は永住権を取得したトルコの方です。現地調査報告です。申請地は、一尺屋連絡所より北西へ約300mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていきました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者で、申請地ではカボス、甘夏等の柑橘を栽培します。農機具は草刈機を1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約16a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

	(質問・意見なし)
議長	なければ16ページ 1番は、私の担当地区の案件ですので、私から現地調査報告と地区審議会での意見を報告します。
議長	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、JR 滝尾駅より東へ約400mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクター、コンバイン、田植機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約186a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	なければ2番も、私の担当地区の案件ですので、私から現地調査報告と地区審議会での意見を報告します。
議長	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、JR 滝尾駅より北東へ約200mの距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は田植機、草刈機を各2台、トラクター、コンバインを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約236a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。

議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第3号議案について採決します。</p> <p>第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第3号議案は承認します。</p> <p>次に、17ページ 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用配分計画作成のための審議を行います。説明は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>17ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、鬼崎・上横瀬地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理機構で会社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲、麦を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約1,673a となります。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、矢ノ原地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で会社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲、麦、大豆を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約1,425a となります。</p>
議長	<p>次の19ページ 1番と20ページ 1番は長尾委員さんが代表を務める法人の案件ですので、長尾委員さんは一旦、退室をお願いします。</p>

	(長尾委員退室)
議長	では、事務局より説明をお願いします。
事務局	19ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、楠木生地区に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にピーマン、水稻、サツマイモを栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約340a となります。 20ページ 1番です。こちらは4月30日で権利が終了しますので、5月1日からの再設定の案件です。土地の表示、申請者、権利等は議案の通りです。現在の権利設定と同内容での再設定です。 19ページ、20ページについて大南審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ、19ページ 1番、20ページ 1番について採決します。 本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、19ページ 1番、20ページ 1番は承認します。 では、長尾委員さんは着席をお願いします。 (長尾委員着席)

議長	では、引き続き事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>21ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、下宗方地区に位置した農地であり、現地はハウスが建っていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に多肉植物を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約71a となります。</p> <p>各地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	これまでの説明について、質問・意見はありませんか。
5番得丸委員	17ページの案件についてです。全部で23筆ありますが、配分先は一枚にして耕作してよいのでしょうか。
事務局	一枚にしてしまうと返却する際に筆境が分からなくなる可能性があるもので、配分先が1枚で使いたい場合は、公社と所有者とで事前に協議をしたうえで、目印を付けるなどの返却時に復元できるようにしておく必要があると思います。
5番得丸委員	それぞれの面積が非常に小さいので、このままでは作業がし難いのではないかと思います。
事務局	所有者が同じ場合は問題ないと思いますが、所有者が異なる筆の場合は、十分な協議がなされなければ、難しいと思います。
5番得丸委員	その点は、所有者と配分先に任せているのでしょうか
事務局	所有者と配分先が直接協議しています。

5番得丸委員	1枚にした場合は返却時に公社が責任をもって筆境を明確にするという認識でよいでしょうか。
事務局	権利を結ぶ際の契約内容には原状復旧が原則かと思いますが、1枚にしたものを返却時に筆境を明確にするかどうかについては契約時にどの程度まで原状復旧するかを協議する必要があるかと思いますが。その上で3者が合意した内容で返却することになると思います。
5番得丸委員	一枚にしてしまうと筆境が分かりにくいと思いますが。
事務局	筆は分かれています、航空写真をみると既に一枚の圃場になっているところもあるようです。所有者が違う筆については、やはり事前に協議し返却時に筆境をどうするかを決めておく必要があると思います。
議長	他に質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ、採決した「19ページ 1番」、「20ページ 1番」を除く、第4号議案について採決します。 第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第4号議案は承認します。 次に、22ページ 第5号議案 非農地証明願 1番について、事務局より報告して下さい。
事務局	22ページ 1番です。土地の表示、願人、証明内容については議案の通

議長	<p>りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターより東へ約300mに位置する農地であり、現地は原野化していました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、23ページ 1番は、第1号議案に関連して審議していますので、2番について事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>土地の表示、願人、証明内容については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立判田中学校より西へ約270mに位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、24ページ 1番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>24ページ 1番です。土地の表示、願人、証明内容については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立神崎小中学校より南へ約2.8km から3.6km に点在する農地であり、1筆は法面、3筆は山林化していました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ、2番について事務局より報告してください。
事務局	2番です。土地の表示、願人、証明内容については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校より南西へ約2.3kmに位置した農地であり、現地は原野化していました。 地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ、25ページ 1番について事務局より報告してください。
事務局	25ページ 1番です。土地の表示、願人、証明内容については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市東消防署松岡出張所より北東へ約670mに位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。 地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)

議長	なければ、2番について事務局より報告してください。
事務局	<p>2番です。土地の表示、願人、証明内容については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立川添小学校より南西へ約1.4kmに位置した農地であり、現地は原野化していました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	なければ、3番について事務局より報告してください。
事務局	<p>3番です。土地の表示、願人、証明内容については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立川添小学校より南西へ約1.4kmに位置した農地であり、現地は原野化していました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第5号議案について採決します。</p> <p>第5号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

議長	<p>全員賛成ですので、第5号議案は非農地決定します。</p> <p>次に、26ページ 第6号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用計画事前協議 1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
7番秋吉委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、今市郵便局より南西へ約2.1km に位置する農地であり、現地は原野化していました。転用者の状況です。本申請は、資材置場及び駐車場として利用するものです。農地区分です。申請地は、令和5年2月10日付で非農地決定済みです。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、27ページ 1番について坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
3番大野委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校の南西約1.7km に位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、農家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農振解除後は第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長	<p>なければ、第6号議案について採決します。</p> <p>第6号議案について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第6号議案は承認します。</p> <p>次に、28ページ 第7号議案 租税特別措置法第70条の6第1項の証明願 について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>被相続人がお亡くなりになり、相続人が相続した農地3筆に対し納税猶 予の適格者であるという証明についての申請です。現地調査報告です。 3筆とも保全管理の状態でした。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、納税猶予の特例措置について 申請者に対する適格者の証明は相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第7号議案について採決します。</p> <p>第7号議案について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第7号議案は証明の発行を承認します。</p> <p>次に、29ページ 第8号議案 利用状況調査に係る非農地決定の取消 1番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>8号議案です。土地の表示、所有者については議案の通りです。令和3年</p>

	<p>度の利用状況調査において非農地と判断し、令和3年12月の定例総会で決定した案件です。今回改めて事務局が確認したところ、事務局が作成した地図に錯誤があり、調査対象地と違う地番を現地調査していました。現地調査した農地は山林化していましたので非農地決定しましたが、再調査により実際の調査対象地は保全管理の状態であることが判明しました。</p> <p>すでに所有者には説明し、非農地決定の取消については了解をいただいています。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第8号議案について採決します。</p> <p>第8号議案について、非農地決定の取消とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第8号議案は非農地決定の取消とします。</p> <p>次の、30ページからの 第9号議案 報告事項について、事務局から報告してください。</p>
事務局	<p>30ページから32ページです。農地法第3条の3届出で、相続により農地を取得した届出が、合計で8件出ています。</p> <p>33ページです。農地法第4条第1項第8号届出で、市街化区域内農地において所有者自身が転用する届出が、合計で5件出ています。</p> <p>34ページです。農地法第4条第1項第9号で、農地法の許可を要しなし農地転用の届出が1件出ています。</p> <p>35ページから39ページです。農地法第5条第1項第7号届出で、市街化区</p>

	<p>域内農地において権利移動を伴う転用の届出が、合計で48件出ています。</p> <p>40ページです。農地法第5条第1項第7号届出で、市街化区域内農地において一時転用の届出が1件出ています。</p> <p>41ページから43ページです。農地法第18条第6項通知です。3条、利用権による貸借の双方合意による解約の通知が合計で7件出ています。</p> <p>44ページです。農地の条件付権利の仮登記についてです。農地法第3条許可を条件とする仮登記設定があったという通知が法務局よりありました。</p> <p>報告事項は以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、その他協議事項について事務局から報告してください。</p>
事務局	<p>先月の定例総会でご説明しました、推進委員の方がお亡くなりになり推進委員に欠員が出ておりました、その補充についてです。先月の段階では大南地区の意向を踏まえて審議するとのことになっていましたが、昨日、大南地区の審議会があり1年間欠員のまま対応して行きたいとの意見でまとまりました。補充を行わず推進委員29名体制でよろしいかどうか協議していただきたいと思います。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、補充を行わず29名体制でよろしいでしょうか。</p>

	(異議なし)
議長	他に協議事項はありませんか。
事務局	<p>お手元にお配りしています資料をご覧ください。</p> <p>この度、4月1日より下限面積要件と別段面積の根拠条文の規定が削除されることに伴い、内部で定められている耕作証明の発行基準と親族が行う耕作又は養畜に従事する2親等内の親族についての内規の見直しに関する改正案を協議していただきたいと思います。</p> <p>また内規全体の見直しも必要になってくるかと思いますが、取り急ぎ耕作証明について、本日は協議していただきたいと思います。</p> <p>資料にあります改正案ですが、農地の取得や借入に対して面積要件が無くなることになりませんが、耕作証明としては現行10a以上の耕作面積の扱いは引続き残したいと思います。理由にもありますように農林業センサスにもある農家の定義として、経営農地面積10a以上とありますので耕作証明は現行の10a以上の耕作面積としたいと考えています。</p> <p>それでは、1ページ (1) 発行基準です。①は現行通り。②③についてです。現行では②下限面積以上の場合、農地法第3条の許可又は利用権設定後1年間の就農実績を地区担当の農業委員又は推進委員が認めた場合は発行する。③下限面積未満の場合は、3年以上4年未満の間の農用地利用が適正を認められ利用権の再設定が決定したものに限り発行する、となっておりますが、改正案では4月から下限面積の根拠条文の規定が削除されますので、10a以上を基準として新規就農者は農地法第3条許可後又は利用権設定後1年間の就農実績を地区審議会及び総会において認められた場合は耕作証明を発行するという案を提案させていただきます。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長	<p>なければ、事務局案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
事務局	<p>次は2ページです。(4) 親族の行う耕作又は養畜の事業に従事する2親等内の親族についてです。市外の農地を取得する場合に大分市の耕作証明を必要とする場合になります。</p> <p>現行は、①農業委員又は推進委員が認めれば2親等内の親族が所有する農地については耕作証明を発行が可能です。②証明を受ける本人が新たに取得した後の耕作面積が家族の所有する農地と併せて下限面積以上の場合は耕作証明の発行が可能です。③証明を受ける本人が新たに取得した面積が下限面積未満の場合は、3年以上の就農実績を地区担当の農業委員及び推進委員が認めた場合は耕作証明の発行は可能となっています。改正案は3ページです。①2親等内の親族が所有又は借受している農地が10a以上で委員が認めた場合は耕作証明を発行可能。これは現行と変わりありません。②証明を受ける本人が新たに取得等した後の面積と2親等内の親族が所有等している面積の合計が10a以上の場合は耕作証明を発行可能。③証明を受ける本人が新たに取得等した後の面積が10a以上である場合は耕作証明を発行可能。この改正案を提案させていただきたいと思います。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、事務局案で賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

事務局	それではこの案で進めさせていただきます。
議長	他に協議事項はありませんか。
事務局	もう1件、協議をお願いします。 今回の地区審議会で大分市の最適化の指針と令和5年の最適化目標の設定案についてご説明しましたが、この案のまま設定してよろしいかどうか協議をお願いします。
議長	ただいまの説明について、質問・意見はありませんか。
12番筒井委員	令和5年度から地域計画を作成しなければなりません、作成するにあたり事前に農業委員、推進委員に対して説明会や勉強会の必要があると思いますが。
事務局	地域計画については主体的には農政課が担当となっており、農業委員会はその前段の目標地図の作成が主な業務となっています。農政課で今後の地域計画をどのように進めていくかを検討しているところですが、現時点の方向性としては大分市全域をカバーする形で地区分けをした上で地域計画を作成することで全域の計画作成とする考えのようです。また現在設定している利用権は相対での設定ですが、2年後からは中間管理機構を通じた権利設定となります。しかしながら地域計画を定めた地域については計画を定めた時点より相対での利用権設定が出来なくなり、地域計画に沿って中間管理機構を通じた権利設定しかできないといった制約がありますので、農政課としても地域計画の範囲と設定するタイミングについては慎重に進めていこうと考えているところです。今後は内容や方向性が見えてきた時点で、農業委員の方々にも相談しながら進めていきたいと思っております。
議長	他に質問・意見はありませんか。

議長	<p>(質問・意見なし)</p> <p>なければ、以上で定例総会に提出されている議案は全て終了しました。 その他でなにかありませんか。</p> <p>(なし)</p>
議長	<p>なければ、これで第24回定例総会を閉会します。</p>